## 戸籍関係交付請求書

在 月 Н 大阪府南河内郡 太子町長 あて ① 本籍(地番まで正確に記入してください) 太子町 (2) 筆頭者の氏名(死亡されていても変わりません) ③ 必要なもの(該当する口にチェックして、通数をご記入ください) 戸 籍 (450円) 全部事項証明書(謄本) 通 □除 籍 (750円) □ 個人事項証明書(抄本) 改製原戸籍 (750円) 通 □昭和 必要な方の氏名【 口平成 票 (300円) 附 □ 全部証明 诵 ・証明が必要な住所 下記事項は通常は記載されません。 □ 一部証明 通 必要な場合は口にレ点を付けて下さい。 必要な方の氏名【 1 本籍•筆頭者氏名 在外選挙人登録地(登録者のみ) □ 身分証明書 口下記両方の証明 (600円) 必要な方の氏名【 通 口破産に関する証明 (300円) ※申請者と異なる場合は委任状が必要 □成年被後見人等 (300円) その他 1 必要な方の氏名【 1 通 ④ 使用目的(具体的に記入してください) (記入例) ( )と( )の関係を証明するもの 名前が()から()に変わったことを証明するもの ※死亡による相続手続きの場合は次から選択してください。 口死亡記載のみ 口その他 口出生から死亡まで (どなたの: (どなたの: (具体的に: ) ⑤ 申 請 者 住所 氏名 (FI) 生年月日 明·大·昭·平·令 年 月 日 生まれ 筆頭者(必要な方)との続柄 本人・夫・妻・子(例:長男 )•父母•祖父母 日中連絡のとれる連絡先 同封する手数料 定額小為替 円分 同封するものチェック項目 ロ 1.戸籍関係交付請求書 (この用紙) □ 2.申請者の本人確認書類 (免許証・健康保険証のコピーなど) □ 3.手数料 (手数料分の定額小為替を購入してください) □ 4.返信用封筒 (切手を貼付し、返送先住所・氏名を記入してください) ※なりすましを防ぐため、返送先は申請者の住民登録地に限ります。 □ 5.その他

※あなた自身が請求する戸籍に記載されていない場合は、委任状やご関係のわかる戸籍等を添付してください。 プライバシーや基本的人権を守るため、戸籍に記載のある人と請求者との関係を明らかにする必要があります。

## 郵便で戸籍謄抄本等を請求される方へ

戸籍(除籍)謄抄本、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地で発行します。 本籍地が、**大阪府南河内郡太子町**にある場合は、以下の要領で郵送請求ができます。

①請求書 戸籍関係交付請求書に必要事項を記入してください。

(日中連絡の取れる連絡先、電話番号を必ず記入してください。)

②本人確認書類免許証・健康保険証等の公的な書類で、現住所(返送先住所)記載されているものの コピー等を同封してください。

③手数料 郵便局で購入した定額小為替をご用意ください。

定額小為替には何も記入しないでください。

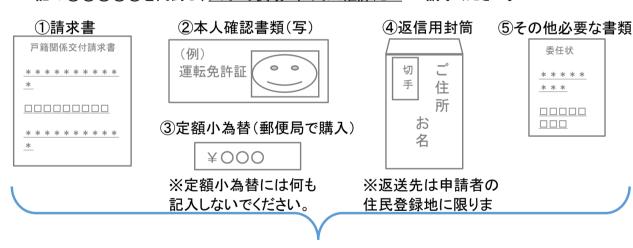
④返信用封筒 返送先の住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。

お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。
※返送先は申請者の住民登録地に限ります。

なりすましを防ぐため、勤務先等への返送はお断りしております。

⑤その他 申請者が戸籍に記載されていない場合、依頼者からの委任状や、親族関係がわか (必要に応じて) る戸籍等を同封してください。

## 上記の①②③④⑤を同封し、太子町役場 住民人権課宛て ご請求ください。



〒583-8580 太子町大字山田88番地 太子町役場 住民人権課 宛

## <本人通知制度について>

太子町では、住民票や戸籍謄抄本等を第三者が交付請求した際に、<u>事前登録を行った本人へ</u>交付事実 を通知しています。

詳しくは、下記へお問合せください。

お問合せ 〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地太子町役場 政策総務部 住民人権課